

令和5年10月3日

北海道個人タクシー事業連合会
会長 清水 博

個人タクシーの簡易インボイス発行について

平素は、個人タクシーをご愛顧いただき感謝申し上げます。

「適格請求書等保存方式」インボイス制度については、私ども個人事業者もタクシーとして均質なサービス提供が必要であるとの認識のもと、特に都市部においては社用でご利用になるお客様も多く、簡易インボイスを発行できないことにより、利用者の利便を損なわない配慮が必要になります。また、これにより乗り控えがあれば営業面でも非常に不利になることなど、経営悪化を招く要素も無視できず、道内各個人タクシー事業者の皆さまには、インボイス制度に係るあらゆる情報を提供しながら、この制度の有利不利について理解を深めていただき、事業者各自のご判断により「適格請求書発行事業者」の登録申請を10月1日の実施に合わせ順次手続きを行っていただいております。

その結果、札幌交通圏においては、個人タクシー事業者の98%が簡易インボイス(以下「インボイス」という)に対応できますので、ご迷惑をおかけすることは殆どないものと考えております。

札幌交通圏以外の道内の個人タクシーは、ほとんどの市部で100%インボイスに対応できますが、小樽市では20%弱の登録です。今後、様子を見ながらインボイスの登録を考えている事業者もおりますので、数年後には、ほぼすべての個人タクシーで、インボイスの対応が可能になるものと思われれます。

今回のインボイス制度実施については、個人事業者の間で賛成する声は非常に少なく、快く課税事業者に移行した事業者は殆どいなかったのが実情です。

消費税の支払いについては、3年間の期限付きで2割特例(激変緩和措置)を利用できますが、その後、大半の零細な個人事業主にとっては、大変重い消費税の支払いがのしかかり、さらなる経費負担を強いられます。現在の物価高騰と相まって経営を圧迫されるのは必然で、事業継続に支障をきたすのではないかと危惧しております。

このようなことから、今後、団体としてあらゆる機会を通じて特例措置の延長、簡易課税制度の基準年収や事業区分、みなし仕入れ率等について、上部団体や応援していただいている団体などのお力をお借りしながら、制度の見直しなどについて、国に改善を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上

インボイス参考資料

★個人タクシーが存在する市部

1. 札幌
2. 旭川
3. 小樽
4. 函館
5. 室蘭
6. 苫小牧
7. 北見
8. 釧路
9. 帯広

個人タクシーの目印である屋上灯（あんどん）は今まで通り、黄色で「でんでん虫」をイメージした形となっており、全国、北海道から沖縄まで、どこへ行っても「でんでん虫」の形をした黄色「あんどん」の個人タクシーはインボイスを発行できます。

下の図をご参照ください。

インボイスが発行できる個人タクシーを
車の正面から見た屋上灯（あんどん）のデザイン
（中心の星は二つ星もあります）

後部ドア付近にシール



令和5年10月3日

札幌個人タクシー連合会
会長 清水 博

簡易インボイス発行について

日頃より個人タクシーをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

10月1日よりインボイス制度が施行されておりますが、札幌交通圏内の個人タクシーは、ほとんどが車内で簡易インボイス（以下「インボイス」という）を発行できるよう登録を済ませておりますので、今まで同様お気軽にご利用いただければ幸いです。

なお、ご乗車の際は、左後部ドアに「インボイス OK」のシールも貼り付けられておりますのでご確認ください。

また、個人タクシーの目印である屋上灯（あんどん）は今まで通り、黄色で「でんでん虫」をイメージした形となっており、全国、北海道から沖縄まで、どこへ行っても「でんでん虫」の形をした黄色「あんどん」の個人タクシーはインボイスを発行できます。さらに不安解消のため「インボイス OK」のシールは車内にも表示しております。

札幌交通圏以外の道内各地域においては、小樽交通圏の個人タクシー車両にインボイスを発行できない車両がありますが、その他の地域の個人タクシーは全てインボイスを発行できますので今まで通りご利用ください。

今後も、従前通り変わらずご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、個人タクシーに限ってのご案内でございます。

